

大河原町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

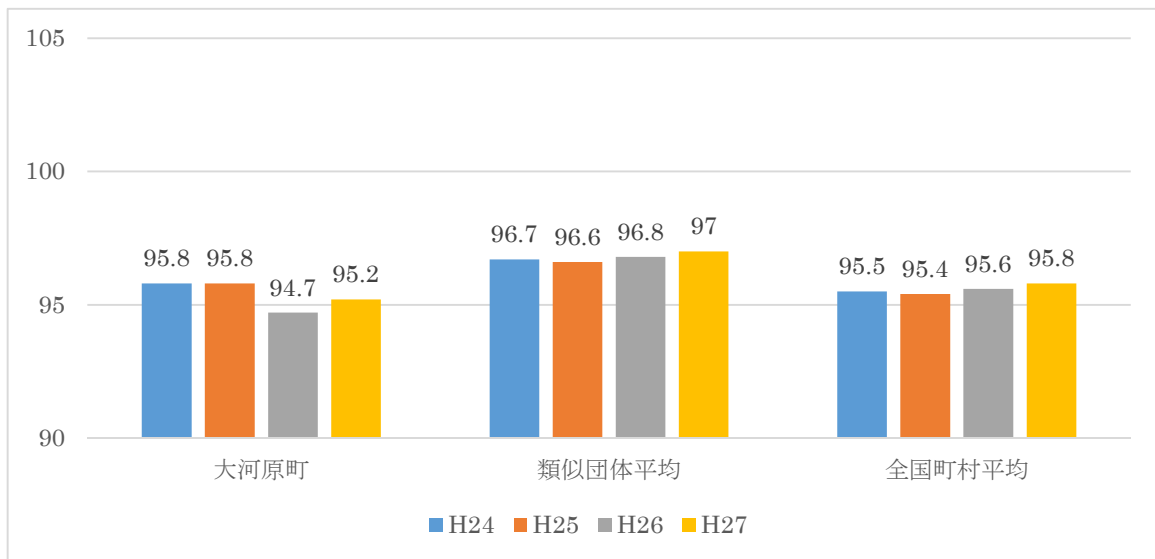
区分	住民基本台帳人口 (平成 27 年 1 月 1 日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 25 年度の人件費率
26 年度	人 23,768	千円 7,860,165	千円 241,153	千円 1,515,527	% 19.3	% 19.7

(2) 職員給与費の現状（普通会計）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26 年度	人 173	千円 686,731	千円 86,406	千円 255,252	千円 1,028,389	千円 5,944	千円 5,748

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成 27 年 4 月 1 日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を 100 として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 平成 24 年及び平成 25 年は、国家公務員の時限的な（2 年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表の見直し

[実施]

実施内容

給料表の改定実施時期：平成 27 年 4 月 1 日

内容：一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均 2%の引き下げ。若年層については、据え置いた。また、激変緩和のため、3 年間（平成 30 年 3 月 31 日まで）の経過措置（現給保障）を実施。その他の給料表についても、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

(5) 特記事項 なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成 27 年 4 月 1 日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大河原町	42.8 歳	314,436 円	368,112 円	328,121 円
宮城県	42.3 歳	323,015 円	402,407 円	357,738 円
国	43.5 歳	334,283 円	—	408,996 円
類似団体	41.9 歳	313,133 円	381,214 円	345,081 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する 民間の類似 職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
大河原町	51.8 歳	11 人	302,182 円	332,634 円	304,357 円	—	—	—	—
うち自動車運転手	46.4 歳	3 人	293,216 円	353,115 円	306,619 円	自家用兼用自動車運転手	52.5 歳	228,300 円	1.55
うちその他	52.6 歳	8 人	289,984 円	314,551 円	303,405 円	—	—	—	—
宮城県	51.8 歳	204 人	328,544 円	371,143 円	351,954 円	—	—	—	—
国	50.2 歳	2,994 人	289,141 円	—	328,318 円	—	—	—	—
類似団体	50.3 歳	12 人	293,609 円	320,807 円	310,221 円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
大河原町	—	—	—
うち自動車運転手	5,544,030 円	3,031,800 円	1.83
うちその他	5,013,431 円	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を 12 倍したものに、公務員においては、前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成 26 年 4 月 1 日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務 手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(平成 27 年 4 月 1 日現在)

区分		大河原町	宮城県	国
一般行政職	大学卒	174,200 円	180,800 円	174,200 円
	高校卒	142,100 円	146,500 円	142,100 円
技能労務職	高校卒	139,500 円	144,200 円	—
	中学卒	123,900 円	127,700 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成 27 年 4 月 1 日現在)

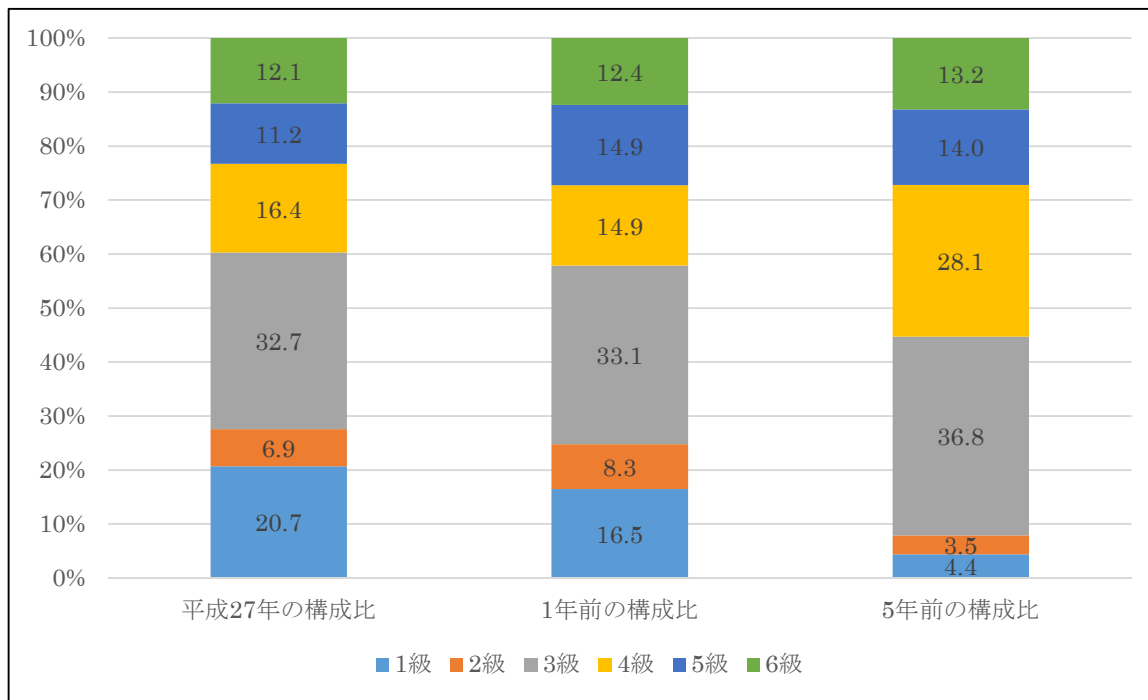
区分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大学卒	該当職員なし	該当職員なし	該当職員なし
	高校卒	該当職員なし	該当職員なし	該当職員なし
技能労務職	高校卒	該当職員なし	該当職員なし	該当職員なし
	中学卒	該当職員なし	該当職員なし	該当職員なし

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成 27 年 4 月 1 日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	定型的な業務を行う職務	人 24	% 20.7	137,600 円	244,900 円
2 級	知識又は経験を必要とする業務を行う職務	人 8	% 6.9	187,700 円	301,900 円
3 級	係長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	人 38	% 32.7	223,900 円	347,700 円
4 級	課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	人 19	% 16.4	258,300 円	378,700 円
5 級	課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	人 13	% 11.2	285,000 円	390,700 円
6 級	会計管理者の職務及び相当高度の知識若しくは経験を必要とする業務を処理する課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	人 14	% 12.1	315,800 円	407,900 円

- (注) 1 大河原町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
- 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

所属長の1年間の勤務実績の評価により、昇給区分を決定している。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大河原町	宮城県	国
1人当たり平均支給額(26年度) 1,409千円	1人当たり平均支給額(26年度) 1,645千円	—
(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.50月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.40月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.50月分 (1.45)月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置(5%~15%)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置(5%~25%)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置(5%~25%)

(注) 支給割合欄の()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況 (一般行政職)

所属長の半年間の勤務実績の評価により、決定している。

(2) 退職手当（平成 27 年 4 月 1 日現在）

大河原町			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分	勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例あり（2~20%）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率 2~45%）		
1 人当たり平均支給額	190 千円	23,464 千円			

（注） 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、平成 26 年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成 27 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成 26 年度決算）			585 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成 26 年度決算）			293 千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都のうち特別区	18%	1 人	18%
仙台市	6%	1 人	6%
地域手当補正後ラスパイレス指数 （ラスパイレス指数）			95.2 (95.2)

（注） 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

（補正前のラスパイレス指数 × (1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。）

(4) 特殊勤務手当

支給実績（平成 26 年度決算）		0 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成 26 年度決算）		0 千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合		0 %	
手当の種類（手当数）		0	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価

※特殊勤務手当については、平成 19 年度に全手当を廃止した。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成 26 年度決算）	40,448 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成 26 年度決算）	259 千円
支給実績（平成 25 年度決算）	36,980 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成 25 年度決算）	264 千円

(6) その他の手当 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26 年度決算)	支給職員 1 人当たり平均支給年額
扶養手当	配偶者 13,000 円 配偶者以外の扶養親族 6,500 円(職員配偶者がいない場合、そのうち 1 人については、11,000 円) 扶養親族である子のうち、満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子 1 人につき 5,000 円加算	同じ		14,623 千円	194,977 円
住居手当	借家・借間居住職員(月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員)最高 27,000 円	同じ		8,112 千円	225,329 円
通勤手当	通勤距離が片道 2km 以上で ・交通機関の利用者は、6 箇月定期券の価格により一括支給(1 箇月当たり 55,000 円限度)。 ・自動車等の交通用具利用者は、通勤距離に応じて月額 2,200 円から 33,000 円を支給	一部異なる	自動車等を利用する場合、距離区分が一部異なる。	5,388 千円	62,658 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で定める職員に対し支給。(月額 33,200 円～72,700 円)	同じ		15,525 千円	554,460 円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務した職員 1 時間当たりの給料の 100 分の 135	同じ		—	—
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員 1 時間当たりの給料の 100 分の 25	同じ		—	—
宿日直手当	宿日直業務を命じられた職員 1 回 4,200 円	同じ		1,012 千円	4,200 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日または休日等に勤務した場合 1 回 6,000 円	同じ		—	—

5 特別職の報酬等の状況（平成 27 年 4 月 1 日現在）

区分		給料月額等		
給料	町長	842,000 円 () 円	(参考)類似団体における最高/最低額 920,000 円 / 333,000 円	
	副町長	630,000 円 () 円	760,000 円 / 422,200 円	
報酬	議長	313,000 円 () 円	499,000 円 / 227,000 円	
	副議長	263,000 円 () 円	430,000 円 / 182,000 円	
	議員	252,000 円 () 円	400,000 円 / 157,000 円	
期末手当	町長 副町長	(26 年度支給割合) 2.95 月分		
	議長 副議長 議員	(26 年度支給割合) 2.95 月分		
退職手当		(算定方法)	(1 期の手当額)	(支給時期)
	町長	842,000×0.44×48 月	17,783,040 円	任期毎
	副町長	630,000×0.26×48 月	7,862,400 円	任期毎
	備考			

(注) 1 給与及び報酬の () 内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1 期の手当額」は、4 月 1 日現在の給料月額及び支給率に基づき、1 期(4 年=48 か月)勤めた場合における退職手当の見込み額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

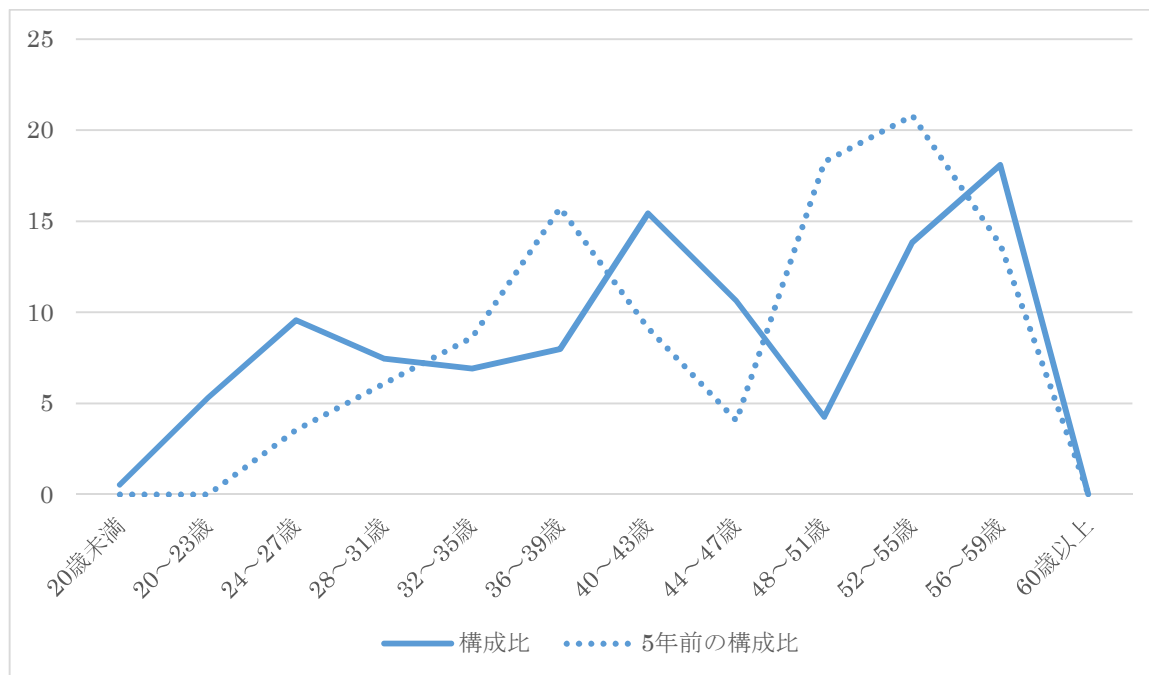
部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成 27 年	平成 26 年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3	0	
		総務	39	39	0	
		税務	15	16	△1	
		労働	1	1	0	
		農林水産	7	8	△1	
		商工	5	5	0	
		土木	12	13	△1	
		民生	38	38	0	
		衛生	18	18	0	
	計	138	141	△3	〈参考〉人口 10,000 人当たり職員数 58.06 人 (類似団体の人口 10,000 人当たり職員数 51.90 人)	
	教育部門	23	25	△2		
	消防部門	—	—	—		
	小計	161	166	△5	〈参考〉人口 10,000 人当たり職員数 67.74 人 (類似団体の人口 10,000 人当たり職員数 67.07 人)	
等 公 会 計 部 門 営 企 業 部 門	水道	9	9	0		
	下水道	5	5	0		
	その他	11	12	△1		
	小計	25	26	△1		
合計		186 [236]	192 [236]	△6	〈参考〉人口 10,000 人当たり職員数 78.26 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

(単位：%)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	合計
職員数	1人	10人	18人	14人	13人	15人	29人	20人	8人	26人	34人	0人	188人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年の増減数 (率)
一般行政	143	137	141	139	141	138	△6(-4.2%)
教育	24	24	25	25	24	25	1(4.16%)
消防	—	—	—	—	—	—	—
公営企業	27	28	28	27	26	25	△2(-7.4%)
計	194	190	194	190	192	186	△8(-4.1%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費率 B/A	(参考) 25年度の総費用に 占める職員給与費率
26年度	千円 548,472	千円 211,830	千円 63,942	% 11.7	% 12.9

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)25年 度一人当た り給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
26年度	人 9	千円 36,502	千円 4,792	千円 13,176	千円 54,470	千円 6,052	千円 5,648

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数である。

イ 特記事項 なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成27年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
大河原町	42.1 歳	312,685 円	489,772 円
全国市町村平均	44.9 歳	348,021 円	517,229 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

大河原町	大河原町（団体平均）
1人当たり平均支給額(26年度) 1,464千円	1人当たり平均支給額(26年度) 1,409千円
(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.40 月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措 置(5%~15%)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措 置(5%~25%)

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成 27 年 4 月 1 日現在）

大河原町			大河原町（団体平均）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分	勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例あり（2~20%）			その他の加算措置 定年前早期退職特例あり（2~20%）		
1 人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1 人当たり平均支給額	190 千円	23,464 千円

（注） 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、平成 26 年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

町の一般行政職に同じ。支給実績なし

エ 特殊勤務手当

平成 19 年度に全手当を廃止した。

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成 26 年度決算）	3,103 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成 26 年度決算）	443 千円
支給実績（平成 25 年度決算）	3,813 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成 25 年度決算）	477 千円

カ その他の手当（平成 27 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の制度 と異なる内容	支給実績 (26 年度決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額
扶養手当	一般行政職と同じ			1,152 千円	128,000 円
住居手当				378 千円	189,000 円
通勤手当				5152 千円	76,206 円
管理職手当				1,146 千円	573,000 円
休日勤務手当				—	—
夜間勤務手当				—	—
宿日直手当				—	—
管理職員特別勤務手当				—	—